

愛知県難聴児支援協議会設置要綱

(目的)

第1 愛知県における難聴児の早期発見・早期療育推進のため、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関等が連携し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保するよう、愛知県難聴児支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 関係機関等における取組状況及び課題の情報共有、分析に関すること。
- (2) 関係機関等の連携体制の構築に関すること。
- (2) 必要な施策の内容及び実施方法に関すること。
- (3) 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に関すること。
- (4) その他協議会において必要と認めること。

(構成員)

第3 協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから、福祉局長が依頼する。

- (1) 保健・医療・福祉・教育関係者
- (2) 当事者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他協議会において必要と認める者

(運営)

第4 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の議事をつかさどる。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(会議録)

第5 協議会の議事について会議録を作成し、会長が内容を確認するものとする。

- 2 会議録は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合、当該部分については非公開とする。
- 3 会議録の保存期間は5年間とする。

(会議の公開)

第6 協議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であつて、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、福祉局障害福祉課が行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。